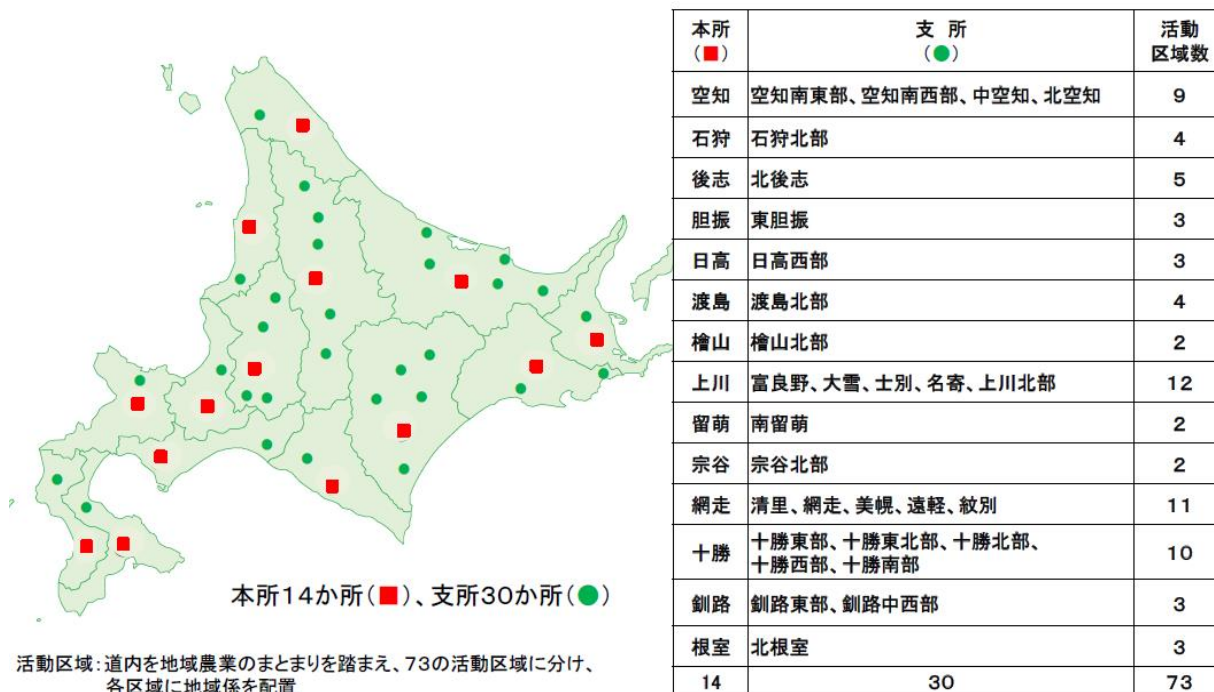


北海道の普及事業の概要

1 農業改良普及センターの設置

北海道農業改良普及センター条例に基づき、(総合)振興局ごとに普及センターを設置。現在、14の農業改良普及センター(本所)及び30の支所を設置。



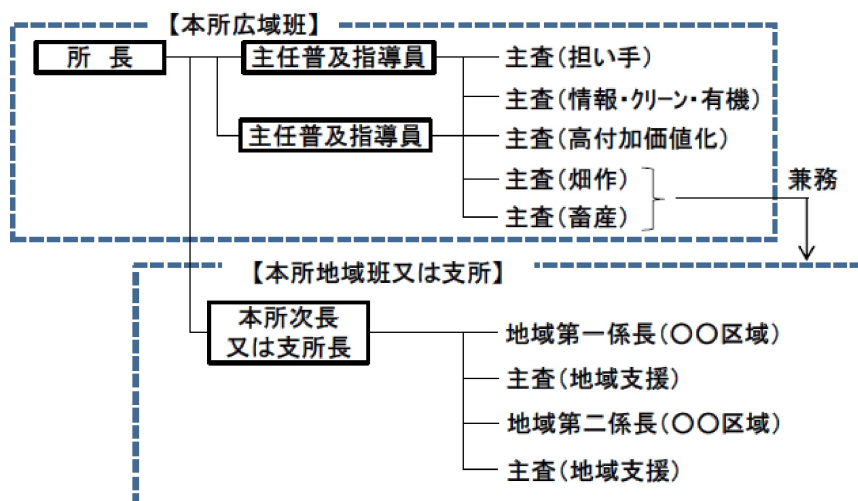
2 農業改良普及センターの活動

本所地域班及び支所には、全道73の活動区分ごとに地域係を設置し、複数の専門分野の地域担当を配置し、地域に密着した計画活動及び要請活動を展開。

計画活動は、地域係(73係)ごとに地域課題や普及課題を重点化した活動を展開し、その成果を関係機関と連携し、地域全体へ波及する普及活動を展開している。

広域班では、高度で多様な課題解決を迅速に行うため、広域的に専門活動を展開。また、地域対応力強化のため、必要に応じて地域班を兼務する。

3 農業改良普及センターの組織機構



十勝農業改良普及センター 活動体制

令和5年4月1日現在

